

共同的・自主的漁業管理の課題と可能性

——舞鶴市野原地区の事例調査から——

鈴木龍也 松本一実

1. はじめに
2. 舞鶴市野原地区の概要と地域漁業の特徴
3. 地域の特性と漁家の変化に対応した漁業管理の実際
4. 大型定置網漁業の沿革と現状
5. 漁協合併の進行と問題点
6. 野原地区における地域共同的・自主的漁業管理の意義と課題——むすびにかえて

1. はじめに

2009年に改定された「水産基本計画」は、近年の水産業をめぐる情勢の変化として、水産物が国民の食生活にとって重要な地位を占めるにもかかわらず、魚離れの進行やスーパーマーケットなどによる大量少品種の流通が主流となり少量多品種を特徴とする国内漁業生産とのミスマッチが生じていること（消費・流通の動向）、貿易等の国際化が進行し水産物の世界的需要が高まるなか、国際市場での「買い負け」が生じる一方、水産物の輸出拡大への機運が高まっていること（国際環境）、過剰漁獲や水産動植物の生育環境の悪化などにより資源状況が悪化していること（資源状況）、資源状況の悪化に加え、魚価低迷や燃油価格高騰など経営環境の悪化により漁業就業者の高齢化や漁船の高船齢化が進行し漁業生産構造が脆弱化していること（生産構造）、水産業や漁村の多面的な機能に関する国民の期待が高まっているにもかかわらず、漁村の過疎化や高齢化が進み、多面的機能の發揮に支障が生じることが懸念される状況にあること（漁業・漁村

の多面的機能)をあげている。

日本の漁業を漁獲量でみると、遠洋漁業は1970年代に200海里問題が表面化して以来(80年代にはやや持ち直したもの)基本的に減少傾向で、それは今日まで続き、2008年の漁獲量は47万トンとなっている。沖合漁業の漁獲量は1980年代後半をピークに急激に減少するものの、2000年以降は240~260万トンで比較的安定している。これらに対して、沿岸漁業の漁獲量は長く200万トン前後で安定していたが、1990年代からのなだらかな減少傾向を経て、2008年には132万トンとなっている。漁獲量の構成比で見ると、沿岸漁業は近年は養殖業を除く海面漁業の23~26%を占めるものとして安定しているのではあるが、沿岸漁業従事者が近年は顕著な減少傾向を示しており、先行きが不安視されている状況である(以上の数字は、農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」による)。今後も遠洋漁業の拡大は見込めないから、過剰漁獲の生じやすい沖合漁業について資源を回復・保全して持続的・安定的漁業として成り立たしめること、そして何よりも沿岸漁業について生産構造・就業構造の改善を図ることが喫緊の最重要課題として浮かび上がってくる。

上記「水産基本計画」は、このような状況に対処するため、「国際競争力のある経営体の育成・確保と活力ある漁業就業構造の確立」のための諸施策を掲げる。しかし、挙げられている具体的な施策をみると、異業種事業者等をも含む新規参入の促進や漁協系統組織の再編強化の促進などが目を引くものの、様々な施策が総花的に並べられているとの印象が強い。これに対して、2008年7月の「規制改革会議中間とりまとめ」は、「有効な管理手段としてなんら機能しないばかりか、更なる乱獲を促進している我が国の現行の漁業・資源の管理の仕組みを抜本的に改正」し、「漁業経営の競争環境の整備などを早期に講じるべきである」として、ITQ(譲渡可能個別漁獲割り当て)制度の導入などをも含めたTAC制度の改革などに加えて漁業権制度の改革を提案しており、注目される。それによれば、「沿岸

漁業においては、漁業権により参入制限・条件を設けていることから、意欲ある者の参入を阻害し、漁業経営意欲を減退させている状況にあり、今後は、a免許の優先順位、b免許期間を見直し、c免許の移転を可能にするなど、漁業権の在り方そのものを抜本的に見直す必要がある」という。

確かに、沿岸漁業において、上の「水産基本計画」が述べるような漁業生産構造の脆弱化が顕著に進行している。そしてそれは単なる漁業構造の脆弱化だけではなく漁村地域の地域社会としての活力の喪失、さらには限界集落化とでもいうべき事態の進行と一体のものとして進んでいる。もっとも、沿岸漁業における漁業権制度が参入障壁となっているためにそのような事態が生じたわけではない。沿岸漁業においては、遠洋漁業や沖合漁業に比べれば漁獲の落ち込みが少ないため、わが国漁業のなかに占める相対的な位置を高めてきているとはいえ、沖合漁業の過剰漁獲の影響等から全般的には漁獲の減少傾向が続いており、加えてそれが魚価の上昇に結びつくのではなく、そのようななかでも、輸入の増加や流通のゆがみなどにより魚価安が継続している。すなわちそのような漁業経営条件の劣悪さの継続・進行が漁業生産構造の脆弱さをもたらした基本的な要因である。漁業者の高齢化、そして漁村地域の過疎化が進行し、沿岸漁業の構造的危機、さらには漁村崩壊の危機が進行している。

沿岸漁業の生産構造の脆弱化に対してどのような施策が必要か。沿岸漁業にも影響を与える沖合漁業を中心とする漁業資源保全策として、TACを中心とする資源保全制度がより強化されるべきことは言うまでもない。また、漁業権制度が漁家の子弟以外の者の漁業への参入を阻害しているとするれば、そのような者の参入促進のための支援策とともに漁業権制度、あるいはその運用の一定の見直しも必要かもしれない。しかしながら、現行の漁協を中心とする沿岸漁場の漁業的利用のコントロールの仕組みを根底において覆すような漁業権制度の改革が必要かどうかについては見解が分かれよう。「規制改革会議中間とりまとめ」の見方とは逆に、現行漁業権制

度に基づく漁協を中心とする沿岸漁業および沿岸漁場利用のコントロール、そしてそれと一体のものとして行われてきた地域社会全体の運営のあり方が沿岸漁業、そして漁村をかううじて存続させてきたとの見方が有力に主張されている。沿岸漁業における漁業資源の保全と有効な利用は地域の自主的かつ共同的な管理を抜きには考えられないし、漁業および漁村の多面的機能を確保する前提となる漁村地域の維持・発展はやはり地域漁業および地域の生活に責任を持つ主体によってしかなしえない。漁業そして漁村地域への新規参入の促進は必要であるが、それは地域の自主的な漁業管理・漁場利用の管理を放棄する単純な規制緩和によるのではなく、あくまでも地域社会の自主的な取り組みを通してのものでなければならない、との主張である。

筆者らは漁業法制・漁業政策に関する上記のような問題への関心から、京都府漁業に関する実態調査を3年にわたって行っている。現場での真摯な取り組みに学ばせていただきながら問題意識を深めつつあるというのが実情であるが、本稿においては、その中間報告として京都府舞鶴市野原地区における漁業管理を具体的に取り上げて報告し、上記のような問題意識からの若干の検討を行う。野原地区は旧野原漁協の管轄区域で、詳細は次章以下に述べるが、漁協合併の前はもちろん、合併の後においても漁協あるいはその代替組織等を中心とする自主的な漁場利用の管理、漁業管理が行われている。そして特徴的なのは、そのような漁業を行商や民宿業などと組み合わせて地域の多角的な産業構造を実現していることである。そのような意味で、沿岸漁業の一つの可能性を示すものということもできる。漁業管理においても紆余曲折を経つつも行商や民宿業をも意識した管理が行われてきている。また、その強弱は別にして京都府のいずれの漁業集落（区）においてもみられることであるが、漁業が地域の経済を支える産業であるというだけでなく、地域の運営の主要な核をなすものとして、漁協と集落（区）が緊密な連携関係にある。大型定置網漁業、小型定

置網、ワカメやサザエなどの共同漁業権漁業などがそれぞれに有効に行われ、それらが行商や民宿業と有機的に結合されるとともに、漁協が集落における自主的地域管理の一翼を担うものとして、ある意味では集落と一体のものとして機能してきたという特徴を持つ野原地区における漁業管理は、漁協による自主的漁業管理の問題や可能性を幅広く検討するための格好の素材である。

京都府においては、近年、府全体で一つの漁協、すなわち府一漁協を目指して漁協合併が段階的に進められてきた。野原漁協も2006年には合併により舞鶴市漁協となり、さらに舞鶴市漁協は2010年に京都府漁協へと合併された。漁協の合併は京都府の漁業管理組織における近年の最も大きな変化であり、地域の自主的な漁業管理に大きな影響を与えることが予想される。本稿においても、漁協合併を進める上での問題点、さらには漁協合併が地域の自主的漁業管理等に与える影響について若干の検討を行うことにする。

以下では、まず野原地区および野原地区漁業を概観した後、野原地区漁業の一つの柱である共同漁業権漁業を中心とする漁業管理について行商や民宿などとの関連も含めて報告する。それにより、共同漁業権漁業に関する漁協を中心とする地域の自主的漁業管理の姿がかなり具体的に明らかにされる。次に、大型定置網漁業について戦後の沿革と現状について報告する。大型定置網漁業は共同漁業権漁業には属さないが、地先の海の利用として地域との強い繋がりのもとに行われている。これを含めることにより野原における漁協を中心とする自主的漁業管理の全体の姿が明らかになる。そして近年の漁協合併について検討し、最後に、野原地区における漁業管理の特徴についてまとめるとともに、地域主体の漁業管理のあり方についての若干の検討を行う。

2. 舞鶴市野原地区の概要と地域漁業の特徴

(1) 野原地区の概要

野原地区（以下、適宜、「野原」と略す）は、舞鶴市の東北部にあって、京都府と福井県にまたがる大浦半島の北の端に突き出る成生岬の西側に位置する（図-1参照）。JR東舞鶴駅へは16km・車で30分の距離にある。集落は、地域の西寄りの小さな湾・湊の付け根で、山を背に、肩を寄せ合うような形でむらを形成している。隣の集落とは岬や峠で隔てられているが、寒村というイメージはない。舞鶴という中小都市に連結しているためであろうか。街場・市場へのアクセスはいまでこそバス・自動車であるが、昭和30年頃までは汽船であった。

むらの戸数・人口は、69戸・289人である。うち漁家は64戸を占める。数戸を除いて、むらのほとんどが漁業と漁業関連業に従事しているので、典型的な漁村といってよい。もっとも、人単位でみるなら、近くの街場へ働きに出るサラリーマン等も結構多いことに留意しなければならないが。むらの人口減には、歯止めはかかっていない（ちなみに、1985年には76戸・342人であった）。

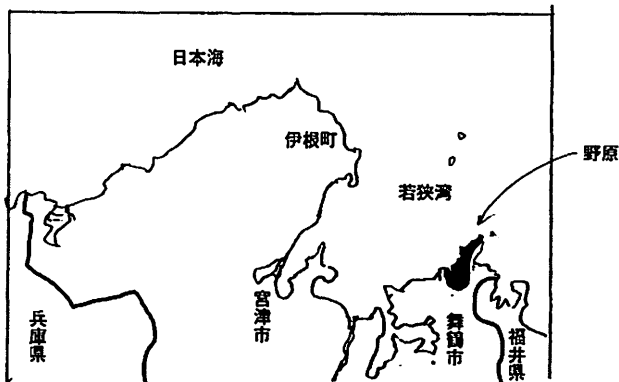


図-1 野原の位置図

野原には農業もあるが、その経済的位置はきわめて低い。土地は棚田で狭く、耕作条件は悪い。そのうえ、サルヤイノシシも出るとあって、地域農業は一気に縮小してきている。かつては漁業を凌ぐ位置にあったが、いまでは全戸が自家飯米程度の農業になってきている。この農業の衰退を補填しているのが後述する行商と民宿である。

野原の行政は、自治組織である「野原区」があたる。区長は、つい最近まで区の事務所に常駐していた。野原地区は、戦中、舞鶴市に合併する以前は、旧東大浦村の一集落であった。当時、村では一番大きな集落だったという。小学校も平成3年までは本校だった。学校があり、消防をもち、漁業組合も持っていたわけで、役場こそなかったものの、藩政村がそのままつい最近まで生き延びていたという感じである。

野原の海・地先は、前掲図でも見られるように、むらの北西に大きく広がっている。このため、季節風の吹く冬場は猛烈に荒れ、漁には出られない。しかしこの荒れ・時化が、岩礁の藻場を育てるという利点を持つ。野原の港は、いまでもこそ整備されて立派になっているが、昔は船を泊めるところもなかったという。

野原の浜は、成生岬の先端まで連なっているので、海岸線は11kmに及ぶ。この長くて広い磯が野原の特色で、野原の漁業（の経営）形態を規定している。

なお、むらには、共同経営による大敷網がある（二ヶ統を張る）。むらのほとんどの家が大敷網組合に出資しているので、野原の漁業は、個別経営と共同経営との二本立て漁業ということになる。

(2) 野原の漁業・漁家・漁協の特徴

1) 地域漁業の概要と特徴

野原の漁業は、ワカメ、サザエ、アワビ、岩ガキの採藻・採貝漁と、磯魚や沿岸回遊魚を対象とする刺し網や小型定置漁、それに近海での釣り漁

から成る。いわば、総合的漁業あるいは組み合わせ漁業とでもいえようか。しかしその中において中心になるのは採藻・採貝の磯根漁である。ワカメは、一部、養殖も行われている¹（区画漁業権）。

一方、先述のように、地域には大敷網漁もある。むらの49戸（73%に相当）が共同して営む「野原大敷網組合（任意）」が経営する。この網揚げには、20人が従事している。全員、地元の漁家である。この大型定置も、共同漁業権の海域内に張られ、共同体的性格が強いので、むらの漁業は“共同漁業権型漁業”だといってもよいであろう。

むらには、沿岸底曳きや沖合底曳きの漁船漁業はない。個人の漁船はすべて5t以下の動力船と船外機船である。また、むらには網元はいない。みんな「ドングリの背比べ」状態で、この同質性がむらの協同性を育み、漁協への結束力を高めているように思える。むらの水揚げ高は、ここ数年、2億円前後で推移している。うち半分強を大敷網組合が占める。

地区の漁業就業者構成を見ておくと（「2008年センサス」、表出略）、高齢化率は15.0%で、府下の漁業地区ではもっとも低い。逆に、15～49歳の若手中堅層存在率は35.0%で、トップグループに入っている。磯根が豊かで、年間働ける定置があつて、そして、直ぐ後に述べる「三種混合経営」という野原の特殊な漁業形態があつて担い手も残ってきているのだといえよう。

2) 漁業と行商と民宿との三種混合経営

野原の漁家の経営や暮らしの特徴は、“1戸（人）・3役”の混合漁業経営を続けていることにある。これは他の地区には見られないめずらしいもので、大半の漁家が、漁業の他に、行商をやり、民宿もやっている（図-2参照）²。浜で採る岩海苔やワカメ、ジャコ、そして自分で干したイカや魚の漬けもの・へしこなどを、北海道の昆布も加えて売りに行くのである。行き先は府内・隣県はもちろん、遠くは長野県や岐阜県の他、西では岡山

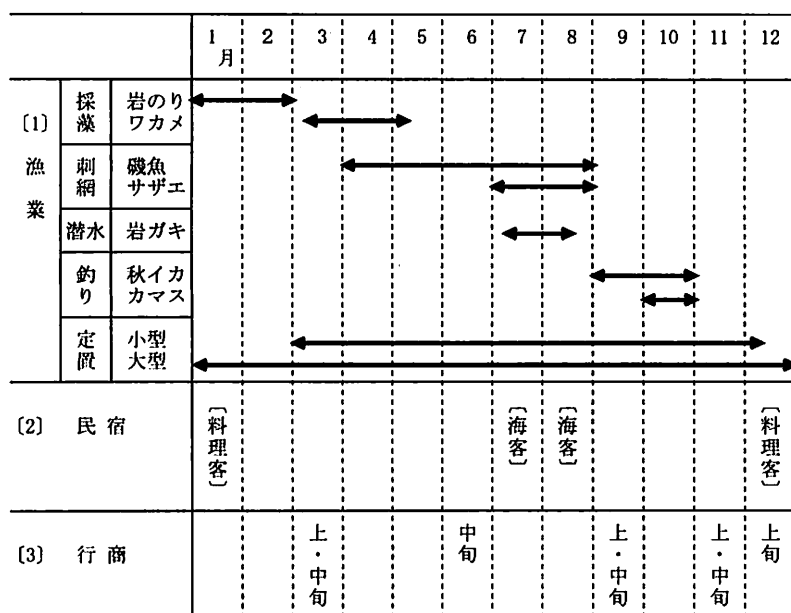


図-2 漁家で見た三種混合経営の就労関係

出典：図は、第8回全国青年女性漁業者交流大会資料の武田報告部分より引用。一部筆者が加筆・修正。

注：民宿の1月は新年会、12月は忘年会等である。

県まで出かける。夏の民宿は、この海産物で繋がった、昵懇になった行商のお客さんが中心になって来てくれるわけである。行商は戦前から、そして民宿は、高度経済成長期以降に始まったといわれる。戦前の行商は農閑期や漁の合間に家計の足しに行われたが、今は違う。行商も民宿も、いまでは漁業に次ぐ基幹収益部門になっている。収入構成でいえば、漁業・4、行商・3、民宿（遊漁を含む）・2.5、農業・0.5という割合のようである（因みに戦前は、「農業5、漁業3、行商2」の割合だったという）³。いまはやりの言葉で言えば、漁業と「海業」とで喰っているむら、ということになる。あるいは、水産「6次産業」のむらとでもいえようか。

次に漁業経営・就労の場面はどうか。一般的・平均的には、春は行商用

の岩海苔やワカメを採り、初夏には刺し網を張る。そして夏には岩ガキやサザエを採り、秋にはイカを釣って干して商材にする。しかし、より漁業に重点を置く漁家では、朝は大敷網に出て、帰ってからは家の小型定置や他の漁もやるという多漁種経営型專業と、小型定置や採貝もやるが民宿や行商にも行くという複合多角経営型專業の二つのタイプがある。

以上のことを家族員で見れば、親父と息子は漁業を、母親は行商を、そして民宿は若奥さんがやるという具合である。もちろん全員が手伝い合うが、責任上はこのような分担になっている。多業種の一家総働き家族経営である。これを縮めて言えば、磯根漁業とそれに連なる行商と民宿との、海業的複合経営とでもいえようか。したがって、地域の漁業（権）管理のあり様は、いきおい、以上の状況と関わってこざるを得ない。

3) あたらしい事業にも踏み込む地域密着型の漁協

ここでは、舞鶴市漁協へ合併する前の、平成17（2005）年時点の旧野原漁協で整理していく。

旧野原漁協は、典型的な〔1集落・1漁協〕タイプの漁協である。組合員戸数は、わずか67戸（組合員数では74人）。戦前の「準則・漁業組合」が名前を変え、姿を変えて、今日に至っているという感じである。しかし、その活動振りは全く昔とは異なる。地域の、そして漁家の、経営とくらしの改革を進める中核に座っている。

特徴的な活動は、漁業権管理業務は当然として、また漁港とその周辺の整備も当然の仕事であるが、そのほかに地域の暮らしの基盤である道路（浜辺を廻る「臨港道路」）の敷設・建設などにも積極的に関わってきていることである。

それといまひとつは、漁家の経営改善に結びつく、新しい事業を立ち上げ、それを軌道に乗せていることである。具体的には、市民のための「海の教室」や干物の「おまかせバック宅配事業」を起こし、野原ファンを増

やす交流事業を展開してきている。後程詳しく述べるが、民宿のお客さんを相手にした「サザエ採り」の容認も、漁協が仕組んだ新しい指導事業の一つである。やや退潮傾向の見える民宿のお客さんを呼び戻す作戦の一環として生まれたわけである。漁業振興のための漁協から、それもやるがさらに地域の活性化・海業経営の支援も重視していく漁協へと、脱皮していることになる。

それと、加えるべきは、区と漁協との緊密な連携である。自治を担当する区は、むらの行政と入会林野等の財産管理とを受け持ち、そして漁協は、協同事業による漁業・海業の振興と海の入会である共同漁業権管理とを担当するという分担関係ができあがっている。その上で両者は連携する。先述の、漁協主導の臨港道路の敷設も、区が全体構想をもち、漁協が補助事業を手当したからできあがったものである。〔1区・1漁協〕なるが故の業であり、後述する野原の漁業管理も、実はこのような両者の関係があるからできあがったものと思われる。

3. 地域の特性と漁家の変化に対応した漁業管理の実際

では本論である、地域漁業の特性と漁家の経営構造の変化に応じてすすめられる野原の漁業管理の実際を見ていくことにしよう。そこでは実にユニークな管理内容・管理形態が明らかにされるとともに、管理内容の豊富化が地域の漁業を支えている関係等が明らかにされるはずである。

漁業管理という言葉は、かなり広い範囲・意味合いを持っているが、ここでは漁獲管理・操業管理面に焦点を絞って整理をしていく。もっとも、資源管理面は当然として、必要に応じて漁場管理面にもふれていくつもりである。

(1) 藻貝別に見た漁業管理の内容

漁業管理の有り様は、漁種（魚種）によって異なるので、以下では藻貝別に管理の内容を見ていく。

1) ワカメ

ワカメは漁家のほぼ全員が出漁し、かつ行商の目玉商材にもなっていることから、管理（規制）の中身・あり様は練り上げられたものとなっている。

口開けは、3月10日である（成長が悪い年はズレる場合もあり）。出港時間は午前7時。ヨーイドンでみんなが磯を目指す。口開けは、隣接する集落では2月1日となっているので、40日は遅いことになる。これは、地域の漁家が行商に出ることと関わっている。新芽で良品質のワカメを沢山採るには十分な成長期間が必要なことと、もう一つは、全員が出ても荷がでる（船一杯取れる）ということが条件となる。そのため、口開けは遅らせているのである。なお、口開けの出発時間まで決めているのは府下ではめずらしい。より、公平と操業上の安全を期せんがためであろう。

次に出漁（人員）規制についてだが、ワカメ刈りは〔1戸・1隻・1補助員（手伝い）〕という決まりになっている。手伝いをしてくれる人がいなければ効率的な採取はできないし、海上で時間がかかれば、帰ってからの製品加工等に響く。このため、公平と効率の観点から、このような規制が敷かれ、慣習化してきたものである⁴。

それから、野原のワカメ漁には、一風、変わった規制・申し合わせがあることを付け加えておく。それは、地域の紋日には全員がワカメ刈りを休むというきまりである（春の記念祭、むらの合同供養、組合員の中で初雛節句や結婚式がある場合の該当日）。みんなで決めるこの操業申し合わせは、資源の保全対策を兼ねるというより、お祭りや祀り、祝い事にはみんなで慶び、お祝いし、休むという美風が組み込まれているのである。背後

には、無意味な競争は避け、抜け駆けをよるこぶような風土・風習はつくりたくない、という意図が潜む。野原の、海の入会である共同漁業権の内輪の絆を固める基礎がここにあるように思える。

2) 岩ガキ

岩ガキの管理体系ができあがったのは比較的新しい。潜って採る岩ガキ漁は、始まってまだ15年程にしかない。

岩ガキの漁業管理は、入口規制にあたる漁法制限を緩和し、逆に、出口については新たに出荷制限を設けることによって規制を強化していくという形になっている。まず前者では、これまで禁止になっていた素潜り漁を解除することによって岩ガキ漁の素潜りを認め（〔第1段階〕）、さらに、岩ガキ採りがだんだん深場に入っていくこととの関係で、そのまた特例として、潜水器付き漁を期間を区切って（7/10～8/20）認めることにしたのである（〔第2段階〕）。この第2段階の規制緩和は、「共同漁業権行使規則」の一部改正で臨んでいる。岩ガキ漁だけにその例外を置いたのである。

他方、出口規制では、〔1人・1日・200個〕の出荷制限を付けた。200個以上の出荷は市場の値崩れを招く虞があるので駄目、というものである。この規制は、京都府漁連が音頭を取り、関係漁協が協調してとった措置で、端的に言えば、市場価格を維持するための漁獲規制だといえる。

なおこの出荷制限には、併せて、資源管理という狙いも含意されていることに留意しなければならない。個数が限定されれば、いきおい単価の高いものを取っていかうとの心理が働くから、小振りのものは外されるということ。これが一つ。それからいまひとつは、早い時期のカキは安く、遅くとりだすカキはミルクも沢山入って値が張るため、後者の道が選ばれば岩ガキは保全される。野原では他の地区が5月から採りだしても、7月10日まで待つてミルクの詰まった価格の高いカキをとりだす（終わりは8/20）。1日・200個の出荷制限があるなら、個数日数で稼がず、価格で勝

負しようという算段である。加えて野原は、「8年生」以上の大きいものしか採らないという申し合わせをしているので、200個という出荷制限は、形を変えた資源保全策でもあったわけである。なお、この遅い解禁日を野原が受け入れている背景には、価格面のこともあるが、他方では、この時期にかち合う刺し網漁や行商（準備過程を含む）との関係もある。磯根漁業と海業とのつながりで暮らす野原の特性がその根底に見える。

3) サザエ

サザエに関しては、素潜り漁か、刺し網漁かによっても規制内容は変わり、また後に詳しく見る、市民による遊漁的採捕の容認とも絡んでいて、ややこしい。先に漁法別に見て、後に、市民の漁場利用とも関連づけて全体をみていくことにしたい。

i) サザエ素潜り漁

野原では、また府内の多くの漁協地区内でも、サザエの素潜り漁は禁止であった。それは、1960年代後半から売れ出したサザエに対して、素潜りによる大量取得者が出てきたため、これを認めたら大変なことになるとして、地先資源確保の観点から禁止にされたものである。それが前述の岩ガキ漁の素潜り容認とかかわり、つづく潜水器使用容認によって、サザエへの規制をしておく意味がなくなったとして、区域（場所）と期間とを限定してのサザエの素潜り漁が復活したのである。この区域と期間の限定のことについてはまた後に詳しく触れる。

ii) サザエの刺し網漁

サザエの刺し網漁については、二つの点から規制が加わる。

一つは、おかしな言い方だが、解禁日を遅らせるという規制である。隣の成生地区では5月1日が解禁日になっているが、野原では7月5日である。延期の理由は岩ガキと同じ、刺し網（魚）や行商への対応とからむ。それと、値の張る夏場出荷と、民宿の食材用にキープしておくという意味もあ

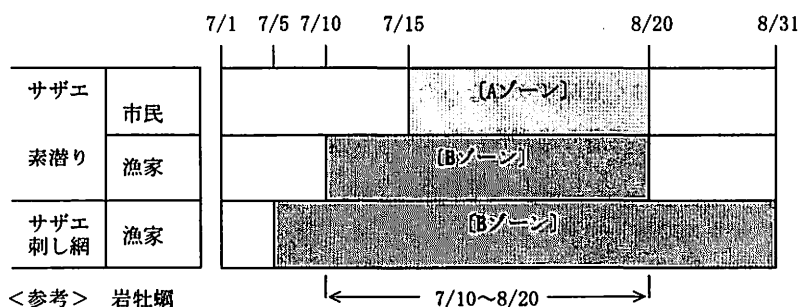
る。

いまひとつは、網を張ってもよい区域の限定である。逆にいえば、禁漁区の設定である。市民のサザエ採りに漁場の一部を提供するという新たな規制の受け容れでもある。規制の目的が、通常の資源保全のためとは違うところが新しい論点である。

iii) 漁場の市民の利用と漁家的利用の調整

では、サザエの市民の利用とはどのようなものか。それは、市民の海遊びの一環としての素潜り（スーツ着用）に対して、区域を限って（ゾーンを設定して）、夏休みの一定期間だけ、特定の市民に限定して採捕を認めようというものである。

詳しくは項を改めるが、このサザエ採りは、漁家のサザエ網や素潜り漁とどういう関係になるのか。図-3はそれをまとめたものである。解禁になる時期と区域とを利用者別に見たらどうなるのか、どのような棲み分けになっているのかをみている。市民はAゾーンの海域を、漁家はBゾーンを利用する形になっていて、両者は入り組まない。簡単に言えば、7月15日から8月20日までの35日間は、野原の海の4割相当部分（[Aゾーン]）を



<参考> 岩牡蠣

図-3 サザエ漁における漁家と市民との棲み分け

注：1）行使規則によるサザエ網の解禁期間7/1～8/31

注：2）[A] ゾーンは、ミツグリ～ナブの鼻

[B] ゾーンは、ナブ鼻～成生岬

市民に開放しようではないかというものである。漁家はサザエ網を沈める漁場の一部を失うことになるが、しかしその代わりに「遊漁」業という、これまでにない新しい漁業形態（種類）を得ることとなる。では、その遊漁的サザエ採りの仕組みとはどのようなものか。

(2) 遊漁的な市民の「サザエ採捕事業」の仕組みと実績

1) 「採捕事業」の仕組みとその性格

市民のサザエ採りは、漁協の漁業権管理関連事業（「指導事業」）として行われる（定款上は、「サザエ採捕事業の経営」）。小さな島・岩礁への渡しや潜水等の指導・監視は漁家に頼み、漁協は事業の全体を管轄・運営するというものである。具体的には、①与えられた場所で、②民宿のお客さんに限定して、③午前8時～午後4時まで、④1人・80個を限度に、採捕を認めるというものである。ただし、⑤サザエの大きさはヘタの直径が23mm以上であること（因みに「京都府漁業調整規則」は21mm）。さらに、⑥採捕にあたってはAゾーンへの進入許可証ともいえる「パスバンド」の腕への着用を義務づける。こうして、サザエ採捕事業は平成11（1999）年から漁協と組合員とが一体となってはじめられた。

料金は、⑦採捕料として1人・3,000円。内訳は、資源管理費・500円、漁船による渡船と安全監視料・2,500円である。前者は漁協に入って資源増殖対策等の経費に使われる⁵。後者は案内した漁家の手元に入る。

ここで二つのことを補足しておく。

一つは、1人・80個制限の根拠についてである。これは、この事業を始めるにあたって調査された市民の採捕実績を下敷きに、年間の利用者を推計して市民の総採捕量を弾きだし、それと野原の年間総水揚げ量とを勘案して決められたものである。市民の採捕量が総水揚げの15～20%の範囲に収まるなら、資源管理上は問題ない、という判断である。こうして1人・80個の制限が割り出された。

いまひとつは、遊業の時間であるが、出港から帰港まで4時間となっている。漁家してみれば、日中（ひなか）仕事ということになる。日によっては午前と午後の2回出港ということもあり得る。なお、お客さんの潜水時間は大体2～3時間が予定されている。市民の肉体的限界がこの程度ということらしい。

2) 「採捕事業」の実績と効果

サザエ採捕事業は始まってから12年になるが、利用者数は年によって変動はあるものの、この3年間は3,000～3,100人の間で推移している。このため市民の推定採捕量は、約6ﾄﾝ（2kg×3,000人）と見込まれ、地域全体の水揚げ実績（30～34ﾄﾝ）に対する比率は16%で、許容範囲内に収まっている。市民のサザエ採捕事業は、資源管理的にはひとまず成功しているといつてよいであろう。

問題は、一時的にせよ、ある区域の漁場利用を市民に譲ったことの見返りがどうかということであるが、経済計算的には、コストを別にすれば、全体で750万円（2,500円×3,000人）の渡船・監視料が漁家の元に手間賃として入っている勘定になる。併せて、案内している漁家は民宿経営もやっているわけで、客のリピート効果や、そのお客さんがまた新規のお客さんを呼び込むという効果もあるようである。さらに、民宿を閉じた秋には行商に行くわけで、「夏にはお世話になった」と余計に一つも買ってもらえることもあるようようである。以上の関係は、直ちに経済計算できる代物ではないが、大きく捉えれば野原のファン拡大に寄与しているわけであつて、市民採捕という新しい漁業（権）管理への踏切りは、広く市民との連帯を視野に入れた、新しい意義づけを帯びてきていることになる。

(3) 漁業管理・規制内容の決め方とその周知方法の特色

ここでは、操業規制内容の決定とその周知方法に関する野原的特色につ

いて、二つのことを述べておきたい。

一つは、管理・規制の内容変更や新たな規制等の創設には時間をかけ、納得のいく説明材料を提示し、十分な話し合いをして決めているということである。例えば、サザエの市民への開放については、3年間（平成8～10年）をかけて資源の存在量や利用客の採捕の実態調査を行ない、数値を積み上げ、試行期間も設けてから、実施に踏み切っている。民宿兼営漁家が大半を占める中では、賛否を問えばいつでも決めることができるが、それはやっていない。入会の運営原則でもある全員同意方式に近い熟議方式がここでは採られているのである。

二つは、決定された内容の周知方法であるが、よく見かける、「〇〇漁協操業規約」とか、「漁業権行使方法書」とかの法的な形式は一切とっていない。そんな重みのある形より、実の方が大事だという考えである。管理内容に変更があるなしにかかわらず、野原では毎年、総会の場で管理・規制の中身が報告され、さらに後日、一枚のペーパーに箇条書的にまとめられて、みんなの家に配られる。毎年同じ内容であっても、このペーパーは配られる。例えば、サザエの遊漁であれば、「平成〇〇年度 サザエ遊漁について（利用方法が）決定しました」（かっこは筆者挿入）という触れ込みで、実施期間、採捕個数、大きさ、料金等が知らされていく。もう、これらの内容は先刻みんな承知していることがらであるが、しかし、そのチラシが撒かれることによって、資源管理の問題は市民との交流レベルの問題へと関心が拡がっていく。狙いはそこにある。一方、自分たち仲間内だけの約束事・ルールについても、魚種毎の漁場利用・操業の有り様が一枚のペーパーにまとめられて配られる。ここには、書いている内容をいまいちど確かめてほしいという意味合いよりも、その紙を見て、“おらが海、みんなの海”のことを考えてほしいという期待がある。

野原の漁業管理は、管理・規制内容もそうだが、管理の内実化にあたっての方法もまた、他の地区には見られないユニークなものだと言えよう。

地道な漁業（権）管理への取り組みとその年々の積み重ねが、漁業管理の新しい体系をも生み出しているといつてよい。

（4）自主的・共同的漁業管理が有する今日的意義

では、野原の漁業管理の今日的意義はどこに求められるであろうか。漁業管理が果たす新しい機能・役割に注目してその整理をおこなう。

1) 新しい目的や機能を付加してきた漁業管理

i) 担い手の育成・支援の役割

そもそも操業規制等漁業管理を行う目的は、漁家の生活の糧である漁業資源の保全とその再生産条件の確保にあるが、しかし今日ではそのことに加え、新しい目的や機能が加わってきているように思われる。端的に言えば、担い手の育成機能である。岩ガキ漁の漁具規制の緩和にはその点が強く意識されているように思われる。

岩ガキ漁には現在11人が出ているが、そのほとんどが中堅層以下の専業（従）的漁師である。ところがこれまで夏場には、これといった実入りの良い安定的で継続的な漁種がなく、このところをどうするかが問われていた。そこに現れたのが潜水岩ガキ漁である。いまではこれを凌ぐ有利な漁種は他になく、中堅・若手層は大敷網を上がってから、また小型定置を持つ者はそれを揚げてから岩ガキ漁にとりかかる。岩ガキは水視漁業ともバッティングせず、また解禁日を遅らせ、「8年生」以上で採っていく関係で資源的にも保全されることから、潜水器使用の承認はスナナリと決まったようである。しかしその裏には、将来の若い漁師を育てていきたい、そのためには岩ガキ漁を組み込んだ中堅層の経営モデルをぜひ作り上げていきたいという願望が潜んでいたことは容易に推察される。加えて、漁師の健康保持の目的もあったであろう。素潜りでは身体がもたないからである。生業的漁業で、むらの全員がその漁にかかわっていた以前のような過剰就漁の段階とは異なり、今日の過小就漁の時代にあつては、だからこそ

漁業管理の目的も、またその内容と意義づけも、地域の課題にそって変えられ、変えていかねばならないということであろう。

ii) 協同運動を深め合う役割

岩ガキ採りについては、市場価格を維持するために1人・200個の採取規制をつけたこと、また漁連を中心に関係漁協が協力しあってこの対応を支えてきたことはすでに述べた。もしこの〔漁連－単協〕間のタテ連携、そして〔単協－単協〕間のヨコ協調ができていなければ、岩ガキ漁がここまで定着し得たかはわからない。もしこの協調が取れずに価格が下がるようなことになれば、漁家はさらに余計に採ろうとするであろうから、“採る・下がる、下がる・採る”の悪循環に陥り、資源保全は一層難しくなっていくであろう。その点で、漁連への一元集荷と結合した岩ガキの漁獲・操業管理は、資源保全とそれに果たす協同組合の役割を見つめ直す、あるいは組合間協同の組織運動を前進させる意義・役割をも持ってきたのだといっていよいであろう。

iii) 「海業」経営を推進し発展させる役割

漁業管理の対象が、漁家だけでなく、市民にまで拡がり、それが禁漁区の設定にまですすむとき、漁業管理の目的と性格、役割は大きく変わってくる。その典型がサザエ採捕事業である。端的に言えば、漁業管理の目的が、漁業経営存続のためのそれから、それもあるがそれと同時に、民宿という海業経営発展のための管理へと変わってきていることである。付随して、「遊漁漁（ゆうぎよりよう）」という新しい漁業種類が創られたということも目的の一つに加わる。また漁家が、市民の採るサザエの数や大きさを管理する、新しい管理態様もできあがっていることになる。さらにもっと大きく敷衍して言えば、野原売り込みの、広告塔的な役割までも担う漁業管理になってきているということである。

漁業管理の基本任務である資源の保全とその再生産条件の確保をそっちのけに、安易な管理範囲の拡大や管理機能の変質は問題であるが、先述の

ように、「採捕量は地区の水揚げの20%の範囲内」という基準を明確にした管理目的の多様化・広角化は、むしろ、地域の総合的發展を支援するテコとしても評価されていいのではないか。

iv) モラルの向上・發展を担う役割

前節では取り上げなかったが、操業にあたってのむらの「取り決め」には漁業者同士の気配りに属する事項も入っていることを付け加えておく。

それは例えば、

- ①小島については、刺し網のタント（目印の「浮き球」のこと＝筆者）が渡船の場所にこないようにすること
- ②刺し網を揚げずに留め置きは止めること
- ③刺し網は定置の垣網より150 m 以上は離すこと
- ④タントには必ず船名を記入しておくこと

などである。このうち、③は距離の長短を別にすれば多くの地区で「行使規則」の中にも取り込まれているものであるが（因みに隣接集落の中では野原が150 m で一番長く、成生では100 m 、小橋では50 m となっている）、④のタントへの船名記入は野原独自でつくられた項目である。とくに船名を書かかなければ「取り決め」の違反になるし、名前を書けば書くで、他人に迷惑をかける行為は絶対にできないという自己規制・自己規律が働く。このような、相手の作業の邪魔をしない、相手のことを思いやるという心のレベルの申し合わせは、仲間同士の絆や信頼を固め深め合う意味でも、重要な役割を持つものだといえよう。

2) 漁業（権）管理の幅を拡げた漁協の役割と今後の課題

最後に、漁業権管理の目的や役割の意味を拡げ、管理内容の幅を拡げてきた漁協のことに触れ、本章の全体を締めくくっておきたい。

紙幅に余裕がないので簡単にしか述べられないが、ここで図-4をみてほしい。これは、左端に書いている漁協の業務・仕事について、それが、

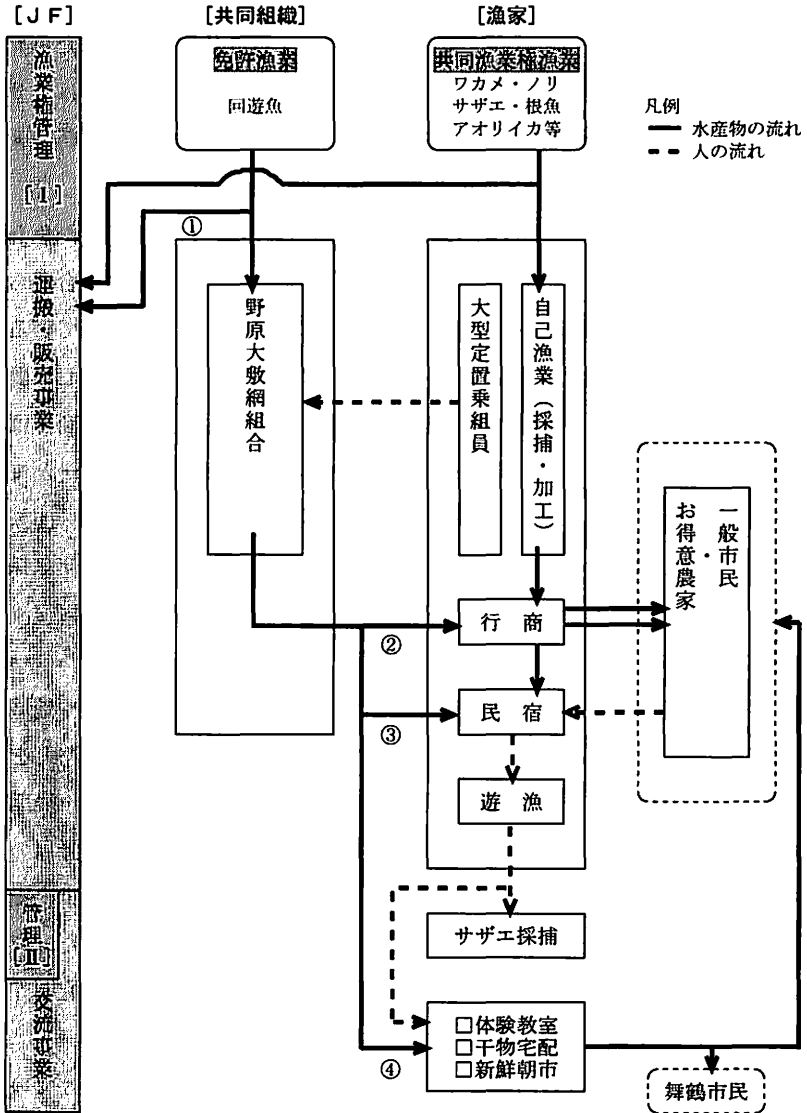


図-4 漁協を軸にした漁業と「海業」との相互依存・循環の関係

大敷網組合や個別漁家の生産と生活にどうかかわっているかを見たものである。例えば、漁協の「漁業権管理〔Ⅰ〕」業務のところでは、大型定置を含めて共同漁業権の領域内における操業秩序を取り仕切り、獲れた魚介類は「運輸・販売事業」で捌き、「管理〔Ⅱ〕」+「交流事業」面では、サザエ採捕事業や各種交流事業（「体験教室」「干し物バック宅配」「新鮮朝市」）を自らも担当しつつ全体を推進している様を示している。

一方、図をタテに目を落とすと、漁家のところでは、自分で獲った魚介類を民宿の食材や行商の商材用に使いながら、他方では、大敷網組合からも商材用の魚を仕入れ（図中の②）、また民宿客用の食材も購入している（同③）。一方、人の流れを見ると、大敷網へは20人ほどが乗組員として働いている。こうして漁家は、大敷組合とも繋がりながら、民宿や行商では域外の人達とも繋がってきているのである。旧野原漁協は、このタテとヨコの流れとその交錯、そしてこれら全体の循環関係をプロモートし、回転させる役割を担ってきている。そして新しい漁業管理ともいえるサザエ採捕事業がこのモノとヒトとの流れをさらに加速させ、海の教室などの交流事業がその輪を拡げてきている（同④）。

このように見てくると、以上の大きな流れには、漁協が、組合員や地域社会のニーズに積極的にこたえ、漁業権の管理・調整業務と指導業務とをミックスして混合型のあたらしい漁業権管理交流型指導事業を創設・展開してきたことが大きく寄与しているように思える。先に掲げた図は野原のものであるが、しかしこの図からはより一般的に、漁業管理問題は単に操業場面の規制行為や規制手法、規制の強弱問題、その形態等を問うだけでなく、もっと根源的に、それらを規定する漁協の能動的な全活動をも問うものだということを読み取れるように思われる。

その点で、漁業管理の内容とその有り様を大きなところで決定づけていた漁協の独創的な指導事業やインフラ整備事業の実施が今後、合併によってどうなっていくかが気になる。後に第5章でみるように、漁協合併後も

漁業（権）管理面においては旧来の共同漁業権がそのまま存置していること、さらには管理主体として地元のメンバーによる「野原漁業管理会」が大浦支所に置かれていることから、当面は問題とはならないであろうが、今後のことを考えると、地域の課題と関連づけた漁協の事業展開がどうなっていくのか、そしてそのことと切り離されてしまう漁業管理が、守旧的かつ静態的な管理になりはしないかと思えてならない。この点をどう克服するか、できるか、その点が今後の漁業管理面から見た最大の課題であろう。

4. 大型定置網漁業の沿革と現状

京都府では沿岸漁業の比率が高く、2008年センサスの漁業層別経営体数でみると、沿岸漁業層が97.3%を占めている。そのなかでも大型定置網漁業の比重が重く、近畿農政局の農林水産統計によると、2009年の海面漁業における漁獲量のうちの78%（海面養殖業を含めた総生産量の75%）が大型定置網である。漁獲量で見ると、京都府漁業は大型定置網漁業からなると言っても過言ではない。そして、京都府では、大型定置網漁業が漁協自営や地元地区漁民の漁業生産組合営などとして行われている例が多いのも大きな特徴となっている。

野原では磯ものや小型定置網漁業なども活発に行われているので、京都府一般に比べると大型定置網の比重は軽いが、それでも大型定置網漁業が漁獲の過半を占める状況にはある。したがって、野原の漁協を中心とする自主的漁業管理のあり方を検討する上で、大型定置網漁業が野原における漁業管理や漁場利用のコントロールにどのような組み込まれ、また地域の産業や地域運営とどのような関連をもっているのかを明らかにすることは、欠くことができない課題となる。

(1) 野原における大型定置網漁業の沿革

今回の調査における聞き取りによって、野原地区における第2次世界大戦前後からの大型定置網に関する経緯が一定程度明らかにできた⁶。それはおおよそ以下のようなものである。なお、以下に記す年数等については十分な確認をとれていないものがあり、おおよその流れである。

野原には戦前において3ヶ統の鰻（イワシ）の大敷網があり、また多くの小型定置が行われていた。3系統あった鰻大敷網の組織は1942年に漁業組合に一本化され、1951年の野原地区の大火まで1ヶ統の鰻大敷網が行われた。その後1957年頃に野原地区の6名と高浜など野原地区外の人との共同経営で大謀大敷が開始され大漁続きで成功を収める。それに刺激されて引き続いてほかに2組織がそれぞれ1ヶ統の大敷をはじめが、こちらはうまくいかなかった。そのためこれら3組織が合併して、地区内の18名と地区外の人が半額ずつ出資する形で野原大敷網組合が設立された。1965年には地区内の出資者を増やして26名とするが、地区外との出資比率は半々のままだった。1974年には地元の出資者がさらに増え48名となり、1976年には地区外の人が組合から脱退し、野原内の人だけで構成する組合となった。その後構成員数には若干の変動があり、また1979年からは2ヶ統の網を張るようになったが、野原大敷網組合の組織は基本的にそのまま維持されている。

このように野原地区においては、戦前から戦後の大火まで続いた鰻大敷はもちろん、戦後の大火の後に行われるようになり、3系統が1系統になって今日まで実質的に引き継がれる大謀大敷の組織も、しばらくは野原地区全体の大敷網というようなものではなかった。しかし、少なくとも1960年代中ごろからは、野原地区の人たちの加入を促すとともに外部の資本を排除し、野原地区との緊密な関係、相互に支え支えられるような関係を構築すべき方向が目指されるようになってきている。これは、野原地区の漁業管理のあり方に大きな意味を持つ、大変興味深い動きである。

京都府内の大型定置網の沿革をみると、その運営形態について、概略、以下のような動きがあった。まず、明治30年代末以降の鯛大敷の導入に当たっては、先進地の資本が網や船の資金を出し、地元は漁場の使用を認めると同時に労働力を出すという形での共同経営方式をとるのが一般的であった⁷。漁獲の好不漁の波が大きいためであろうか、同一の外の資本が長期に継続することは少なく、地元の経営に移ったり、経営が中断したりというようなことも珍しくはなかったが、戦前においては必ずしも漁協自営が趨勢となるというような方向に進んできたわけではない。その後、第2次大戦後に、漁業生産力の発展と漁業の民主化を図ることを目的とする漁業法の大きな改正が行われた。改正法では大型定置網については地元の漁協や漁民集団にその権利が属することを促すように権利取得の優先順位が仕組まれている⁸。もっとも、少なくとも京都府においては、戦後の漁業法の制定により一気に地元漁協等に大型定置網の権利がわたるというような変化が生じたわけではなく、長い過程のなかで、漁協自営の大型定置網の比率が徐々に高まっていった。そして、現在ではその多くが漁協自営（その後継の会社営）や地元漁民による漁業生産組合営となっている。

何が以上のような動きをもたらしたのであろうか。もちろん、外部資本の撤退の直接的な原因としては、不漁が続く時期に投資先としての有利性が失われがちであるということも影響しているであろう。しかし、京都府においては外部資本による大型定置網導入の時点では、地元の漁業者がなんらかの形で漁業を行っていて、すでに地元の支配が確立している地先の海に外の資本による大型定置網が入ってくることになったという事情がより重要な意味を持ったのではないだろうか。外の資本は法的な形式というだけでなく、実質的な感覚としても、地元が支配している海を地元から借りるということにならざるを得なかった。そのような、大敷網漁場は地元が支配している地先の海であるという感覚が、地元民による大型定置網経営への動きを進めたのではないだろうか。

漁村の民主化を志向する戦後の漁業法改正は、大型定置網の地元経営化の直接の契機となったわけではないが、以上のような長期的な動きを支援する意味を持ったと思われる。当事者の直接的な証言等を得たわけではなく、あくまでも推測の域を出ないのではあるが、野原大敷網組合が地元民だけでの経営を望んだときに大きな抵抗なくそれが外部の出資者に受け入れられた背景には、漁業法の少なくとも間接的な影響があるように思われるし、野原地区漁民が地元主体での大敷網の経営を志向するということが自体にも漁業法の精神が影響を与えているように思われる。本稿で詳述することはできないが、漁協自営という考え方が京都府漁業の一つのこだわりとでもいうべきものとなっていたという事情もそれを裏付けるものといえるだろう。

(2) 現状

1) 野原大敷網組合

大型定置網漁業は多額の資本を要する漁業である。網や漁船等で億単位の設備投資が必要とされる。野原地区においては、現在は野原大敷網組合が大型定置網2ヶ統を周年操業している。野原大敷網組合はいわゆる任意組合で、組合員数は49名、全員が地元の漁協組合員である。各132万円を出資している。組合としては地元の漁協組合員に対して門戸を開いており、加入を呼びかけているとのことである。また、今日においても任意組合のままで会社組織や漁業生産組合などにしない理由は、そのメリットがないからということである。

大型定置網漁業は多数の人員を要する漁業でもある。もっとも、毎日の網揚げは揚網機が導入されて大きく省力化されたため、かつてのように数十人以上を必要とするというようなことはなくなり、野原大敷網組合では2ヶ統の操業に、夏場で17人、冬場で19人の乗組員が最低必要とのことである。現在は漁労長や船長を含めた乗組員が20人で、余裕がないとのこと

である。以前は、藁や綿の網を使っていたこともあり、夏のイワシなどの漁や冬のブリなどの漁に向けてそれぞれ毎年何か月か網を張ってはおろすということを繰り返しており、その意味で鰯定置、鯖定置、鰹定置という区別が意味をもったが、今日においては同じ網で年間を通じて漁をしており、そのような区別は実質的に意味がない。京都府内でも丹後半島東岸の伊根や新井崎、大浦半岛東岸の田井や成生などは今日でも冬場のブリに恵まれることがあり、また経ヶ岬以西では夏のマグロ類やブリ類の漁があるなど、地域によって大型定置網で取れる魚種の量的傾向性はあるが、全般的にアジ類やイワシ類、サワラ類、ブリ類など雑多な種類の魚が獲れ、特定の魚種に限られるわけではない。野原も同様である。

水揚げの1%を手数料、2%を大型定置網協力金として府漁協へ、4%を委託販売の手数料として府漁連に支払う（京都府漁協へ合併後の数字である）。剰余金は、2,000万円以下の場合は従業員への賞与と出資配当が1対1になるように分け、2,000万円を超えると出資配当の比率が増え、だんだんと1対2に近づく比率で分配される。大体5年のうち4年は配当できる経営状態とのことである。

乗組員は20人のうち大敷網組合の組合員が18名、それ以外が2名である。その2名も漁協の準組合員にはなっているが、昔から引き継がれている一戸一組合員からは外れる存在である。時化の日などを除いて、ほぼ毎日網揚げがある。漁獲量等によって異なるものの、早朝に港を出て、網揚げの後、朝のうちに港に戻り、出荷の作業で一連の仕事が終わる。その後、毎日ではないものの定期的に、あるいは臨時的に網を揚げて整備する作業などが入る。いずれの乗組員も大型定置網以外の仕事もしている。ほとんどの人が季節にはワカメ採りに従事するほか、夏場であれば過半の人はそれぞれに岩ガキやサザエ・アワビの潜水、サザエの刺網、小型定置網などの漁業に、その他の人は民宿や行商、農業その他の家業などに従事している。

2) 野原地域における大型定置網漁業の役割

野原地区における漁業にとって大型定置網の比重は大きく、地区の漁獲金額の過半を占める。そしてすでに前章で見たように、漁獲物の一部は民宿の食材、行商の商品の材料となるほか、漁協の婦人部の手で加工され、産直や直売に出される。漁獲の量や漁獲される魚の種類は季節により大きな変化があるとはいえ、大型定置網が周年で操業し、一定の漁獲を確保している意味は大きい。浜売りを積極的に行っているのもこのような需要に応えんとするものである。

もちろん、漁獲の相当部分は漁連の市場で、すなわち漁協を通して出荷・販売されるから、水揚げに応じた手数料収入により、漁協の財政基盤を支えている。大型定置網が地先の海を占有し、漁港利用等でも便宜を得ているという理由からであろうか、一般的な手数料に加えて大型定置網協力金をも漁協に支払っている。

野原大敷網組合はいわゆる任意組合であり、利益も損失も構成員で分け合う、その意味では自立的な経営体であるが、上で見たように地区の組合員に加入を開くという方針を一貫してとっており、また地区の漁協組合員の過半が組合に加入し、その意味では地区の組合に近い存在として認知されている。

地域の雇用の場としての意味も大きい。20人の働き場となっている。最低限の収入が確保されることもあり、若い乗組員も多い。乗組員自身の他の仕事をも含め、各家を単位とする多角的な収入源を実現している。また、加工部の存在も大型定置網あつてのことと考えれば、女性のパート労働の場をも提供していることになる。

野原区の運営においては、大型定置網乗組員が存在することは、区の役員の引き受け手を確保する上でも意味があるとのことである。区の仕事は都会の自治会などに比べると負担が大きく、時間的余裕のない一般の企業

等の働き手だけになってしまえば、区の役員の引き受け手に困ることになるだろうという。

以上のように、野原地区において大型定置網は地区における一つの経済事業として大きな存在であるだけでなく、地域の就業の場として重要である。そして、他の仕事との多角的な結合により一層その意味が強められている。これが野原地区における大型定置網の最重要の、そして現実的な存在意義ということになるであろう。加えて、象徴的な存在意義も大きいように思われる。ある意味で漁港は地区の象徴であり、大型定置網の活動が日常的に行われることは地区の活力を目に見える形で表現するという意味を持つ。小学校などの存在が地区の人々の心の支えになるように、大型定置網も漁村の人々の心を元気づける存在であるように思われる。そしてそれだけでなく、地区にとって大きな役割を持つ大型定置網が、地区民の多数が自ら経営する、すなわちなかば地区の事業として運営されているということは、現実的に地区の人々が地区における自らの経済的な生活の重要な部分をコントロールできるという現実的な意味をもつし、それと同時に、地区での生活の安心感や安定感というような、目に見えない生活の支えにもなっていると言えないだろうか。

5. 漁協合併の進行と問題点

京都府では近年、府一漁協を目指しての漁協合併が進められてきた。共同漁業権は漁業法上漁協に免許されるわけであるし、実質的にも従来は地区ごとの漁協が当該地区地先の漁場利用の管理を担ってきたわけであるから、漁協の合併は沿岸漁業における地域主体の地先の漁業管理および漁場利用の管理に大きな影響を与えることが予想される。そこで、以下に、京都府における漁協合併の経過と合併後の体制、そして合併においてどのようなことが問題とされ、その問題についてどのような決着を見たのか、野

原での例にも触れつつ概説する。

(1) 漁協合併の経緯と合併後の体制

京都府では近年の府一漁協を目指した漁協合併が2段階で進められてきた。京都府では、戦後の変動期を経て、昭和40年頃からは22漁協であったが、まずは1998年の網野町漁協から始まる市町村レベルでの合併があり、その後丹後町漁協、伊根町漁協、宮津市漁協、そして2006年に舞鶴市漁協が誕生し、合併のなかった湊漁協¹⁰を加えての6漁協体制が完成した。第二段階として、2010年1月に湊漁協以外の5漁協が合併して京都府漁協が誕生した。湊漁協では合併に必要な組合員の3分の2以上の賛成が得られなかったが、京都府漁協側としては門戸を閉ざすことなく府一漁協を目指すとのことである。一漁協になると京都府漁連はなくなることになる。

全国的に進む漁協の府県一漁協化は、一般的には単協ごとにもっている卸売市場の経営不振を解消することを最大の課題としているが、京都府は京都府漁連が市場をもっていて、各漁協の重荷にはなっていなかったのも、その点では合併の必要はなかったとのことである。ただ、漁協のなかには経営的に苦しいところもあり、行政も含めた国全体における合併への流れのなかで、漁協の財政問題などをも背景として、合併を進めることになったということであろうか。湊漁協は経営状態もよく、合併の必要を感じていないなかで、合併後への不安のほうが大きいということであろう。

野原漁協はまず平成18年に舞鶴漁協、三浜漁協、小橋漁協、成生漁協、田井漁協と合併して舞鶴市漁協となり、平成22年に京都府漁協となった。いま野原地区には京都府漁協大浦支所が置かれている。午前中には舞鶴支所長をも兼ねる大浦支所長が、午後には他の職員が勤務している。ちなみに、現在、京都府漁協の理事7名のうち2名、監事3名のうち1名は、旧舞鶴市漁協地域の漁業者であり、その理事2名のうち1名は野原の漁業者である。

(2) 合併に当たっての問題点

京都府における近年の漁協合併に当たっては、一般的に以下のような点が問題となった。

まず、経営組織の合併の問題であるから、合併する漁協間の財務内容の差が問題となる。また、それとも関係するが、各組合間の出資金の差も大きく、問題になった。これについては、出資金を揃えることはせず、差のあるままでの合併となった。出資金は必ずしも加入者間で同じである必要はないから、形式的には問題ではないが、漁協においては意思決定に当たっては一人一票であるとともに、剰余金の配当も出資の比率に完全に対応するわけではないから、金額を揃える方が望ましいように思われる。出資金の金額を低い組合にあわせれば新漁協の体力が弱くなり、高い組合にあわせれば低い組合の組合員は高額の追加出資をしなければならないこととなり、現実論としてはいずれの道も選択できなかったということであろうか。

手数料などについて、どの辺の金額で揃えるかも問題になった。それぞれ、漁協によっては徴収していなかったところもあり、金額を引き上げることになる漁協の組合員からの不満が出るのは当然であろう。

組合への加入や、正・準組合員の振り分けをどのように扱うかも問題である。これについては旧漁協単位での意向を受けて新組合への加入、正・準の振り分けを行うという形で、地区単位でのコントロールを実質的に残すことで対応しているとのことである。

共同漁業権についてはほとんど問題にならなかったとのことである。これについては漁業権行使規則で旧漁協時代の地域に限定しての漁業権行使しか認めない、すなわち合併によっても共同漁業権の管理には基本的に影響を与えないことが自明の前提とされていたためである。合併後にはそれぞれの地区で、何らかの形でその地区の共同漁業権の管理が行われており、実質面において大きな変化はない。

野原では、旧野原漁協の時代には、共同漁業権漁業の管理のための組織として、理事5名と監事2名を構成員とする「野原漁業管理会」があったが、現在は京都府漁協の野原地区総代3名と漁場委員4名から構成される同名の組織が実質的にそれを引き継いでいる。もっとも、制度的には、旧漁協時代には総会での権利者全員による議論の機会が定期的に確保されていたのに対し、京都府漁協になって後は地区ごとの総会等の機会はないから、共同漁業権の管理の仕組みに質的变化が生じていると言えなくもない。共同漁業権に関する諸問題が権利者（行使権者）のなかでどのような形で議論、調整されることになるのか、本稿が問題にする「共同的・自主的」管理の内実にかかわる問題であり、今後の推移が注目される。

なお、小型定置網漁業などを営むについては、既定の一定額、あるいは入札などにより決まる額を行使料として徴収することが行われているが、これは共同漁業権管理の問題であるので、旧漁協単位での管理が継続することになる。しかしながら、徴収する行使料は新漁協全体の会計に入って、地区ごとの収入になるわけではないとのことである。

漁協の財産のうち、地区の財産として残すかどうかの問題となったものがある。野原では、漁協名義の部落有地があった。これは部落有林について分収育林契約を結ぶ際に登記をする必要が生じ、部落と一体でかつ法人格を有して登記名義人になれるということで漁協の名義での登記をしていたものである。これが名目的には（登記では）漁協のものとされているが実質的には部落の財産であるということについて争いはなく、漁協の合併に当たって部落の当時の代表者など3名の共有の名義での登記に変更された。

組合自営大型定置網の扱いは合併に当たっての一つの焦点であった。新漁協の経営基盤を強化するという意味ではこれを合併後の組合に引き継ぐというのも一つの考え方ではあろうが、大型定置網は地域の地先の海の利用の権利、地域の財産という感覚もあってであろう、多くの地域では、地

域に株式会社や有限会社など、大型定置網漁業の新しい経営体を立ち上げて、そこに引き継ぐことになった。新しい経営体においては旧漁協の組合員のすべて、あるいは多数が出資者となっており、実質的には旧漁協営あるいは集落営とでもいうべきものとして運営されているところが多い。また、このような新会社の設立に当たっては、旧漁協の出資金の一部を実質的には新会社の出資金にあてるという形で、構成員の実質的な金銭的負担は生じない形での対応がとられたようである。株式会社や有限会社という形をとると、地域住民のみによる経営を貫徹させようとするれば他出者の株をどのようにするかなどの問題が生じてくる可能性はあるが、逆に一定の比率の範囲内であれば地域外の人や企業の参入の手掛かりとして利用するという可能性もないわけではなく、今後の展開が注目される。なお、野原地区では大型定置網漁業は任意組合により営まれていたので、漁協合併に当たってその経営形態には全く変更はなかった。生産組合により大型定置網漁業が営まれていたところも同様である。

組合でガス事業等を行っていたところでは、その扱いも問題になった。これについては地域で法人を立ち上げてそちらに経営を移したところと、新しい漁協の経営にしたところの両方の対応がある。

以上のような問題の多くは第一段階での合併では実質的に解決され、京都府漁協への合併の段階ではあまり問題にはならなかったとのことである。

6. 野原地区における地域共同的・自主的漁業管理の意義と課題 ——むすびにかえて

最後に、野原地区における漁業管理の特徴をまとめた上で、漁協合併後の漁業管理の問題も含め、これからの漁業管理・漁場利用のコントロールの課題について若干の検討をし、むすびにかえることにしたい。

野原地区では漁協あるいはその代替組織等を中心とする自主的な漁業管理が行われている。ワカメなど磯根の資源に恵まれ、またそれに支えられてきた地域であるだけに、持続的な資源利用に配慮した管理が有効に行われている。そしてその資源管理は行商や民宿業などとの関係にも配慮したものとなっており、漁業だけでなく、行商や民宿業などが組み合わせられて地域の多角的な産業構造を支えている。また、大型定置網漁業は、漁協自営ではないが地域の漁家の過半によって構成される任意組合により経営され、地域地先の好漁場の独占的利用を任されつつ、それ自体の収入や雇用によって地域を支えている。そして、それだけでなく、大型定置網漁業は、それが必然的に生み出す複合的な就業形態や民宿や加工所等への漁獲物の提供等によって、地域経済、さらには地域社会を支える核として地区に組み込まれている。旧漁協は、漁業権の管理・調整業務と指導事業とをミックスして、能動的な活動により漁業を中心とする地域の多角的な産業の振興に寄与してきた。

以上のような漁業管理にとって、漁協の合併はどのような影響を与えるであろうか。すなわち、野原地区においては、漁協合併後においても、これまでのような卓越した漁業管理を維持できるであろうか。すでに見たように、漁業権管理を中心とする地域漁業の管理は漁協合併後も地域の野原漁業管理会により行われることになっており、これまでと大きな違いのない管理が行われていくであろうと思われる。ただ、問題は、漁業管理の内容とその有り様を大きなところで決定づけていた、漁協の独創的な指導事業やインフラ整備事業が今後どうなるかという点である。漁協の、地域の課題と関連づけた諸事業の展開と切り離された漁業の管理は、守旧的かつ静態的な管理になりかねない。この点をどう克服できるか、それが漁業管理面からみた今後の課題であろう。

漁協は地域漁民のコミュニケーションの場としても重要な役割を担っていた。野原においては、漁協の支所があり、旧野原漁協の職員が引き継い

で仕事をしているため、今のところは以前と大きな変化がない状態にあるようである。しかし、それが今後も維持できるかは心もとない。また、漁協は地元地域と密接な関係をもってきた。人的・財政的に集落等の運営を直接的に援助することさえあったという話も耳にした。漁協を経営体と見れば、これまでの関係が経営体としての漁協のあり方として適当なものだったかどうかは問題であるが、これまでの漁協は地域においては単純な経営体ではありえない存在であった。もはや漁協それ自体と地域との関係はこれまでのようなものではありえないであろうから、地域における代替的な組織、関係の形成が課題となる。

野原の問題ではないが、大型定置網の組織変更の問題にも触れておきたい。漁協の合併により京都府内では漁協自営の大型定置網の多くは地域漁民の多数が出資する株式会社や有限会社に引き継がれることになった。大型定置網会社は集落とどのような関係を持てるであろうか。企業化した大型定置網会社は、漁業経営の面だけでなく、コミュニケーションの場などの役割も含め、旧漁協の代替の役割を果たしているし、果たすことが期待されている。一方では、そのような大型定置網会社が地域の定置網会社という位置を今後も維持し続けられるかが問題になる。他方で、そのような役割を負わされるがゆえになおさら、大型定置網会社が一つの経営体としての合理性を維持できるかも問題である。本来、大型定置網会社は集落有志からなる事業主体として、親方日の丸になりがちな漁協自営よりかえて経営展開の可能性をもっているようにも思われる。結局のところ、地域の大型定置網会社はいわゆる一つの社会的企業としての可能性と難しさを抱えていると言ってよいであろう。

さて、現在、沿岸漁業の脆弱化の進行に対処するための漁業権制度の改革が議論されている。本調査により、現行の漁業権制度の下で卓越した沿岸漁業の管理、それも漁業のいわゆる第6次産業化を先取りするような漁業管理を早い時期から行ってきた地域が少なくとも一部には存在する

ことを示すことができたと考える。

もっとも、上記のような漁業権制度改革を進めんとする側からは、このような地域は少数で、それ以外の多くの地域においてこそ、漁業権制度を改正して他産業等からの新規参入を自由化し、沿岸漁業の活性化を図る必要があるとの主張がなされるのであろう。しかし、他産業等からの参入企業が地域の主要な沿岸漁業を独占する漁業経営を行ったとき、それは漁業として成功するであろうか。また、たとえ成功したとして、そのときの当該地域はどのようになっているのであろうか。忘れてならないのは、沿岸漁業の脆弱化は漁村地域社会の衰退と一体のものとして進行しているということである。地域社会に根ざし、地域社会の運営に責任を持つ主体が、都市など他地域の人々や企業等と多様に連携しつつ、資源保全的な漁業を行い、あるいは関連する他産業に従事し、生活がなりたつという条件を下支えするための支援こそが必要なのである。それは漁業その他の産業への財政的支援ということだけではなく、流通の改善や有効な資源保全策の導入というような政策をも含むであろう。また、地域社会の維持にとっては医療や教育などの生活ミニマムの保障の問題も重要である。

もっとも、現在の共同漁業権制度に基づく漁業管理・漁場管理のあり方、特にその慣行的な運用のあり方に問題がないわけではない。一番の問題は、漁業において過剰就業ではなく過小就業が問題となる現局面においても、権利の強固な囲い込みが基本的に維持されていることである。共同漁業権が基本的に入会権的な性質を有するものだとすると、権利者の権利は強く守られなければならないし、また地域の限られた資源によって維持できるだけの数に権利者を限定するという論理も、時代や状況によっては必要とされるものであることは否定できないであろう。しかし、現局面では、地域に根ざして漁業に参入しようとする者を完全に拒むような制限を厳格に維持することは望ましくないとされる。地域社会のあり方との関連のもとに、権利者の数を地域社会あるいは地域の漁業者が自主的にコン

コントロールしつつも、基本的には、そして一般的には、ある程度の参入を認めていくような運用が求められるのではないだろうか。また、同様の問題として、地先の海を地域の財産として地域が主体となって利用・管理していくということを基本的には是とする場合にも、今日においてはより広域的なレベルでの調整が有効になされる必要があることも指摘しておきたい。

もっとも、漁業法や水協法と実態とのずれを法の側に合わせる形で強引に解消しようとする近年の動きには賛成できない。共同漁業権の性質論などは別にしても、漁業法や水協法は地域共同体の問題や漁業経営体としての家族集団の問題を無視して個人原理を貫徹させているところがあり、それはそれらの原理が貫徹されない慣行の存在を暗に許容することによってのみ現実的合理性を確保していたという面がある。正組合員の漁業従事日数の問題にしろ一戸一組合員問題にしろ、現実の漁業経営、そしてその地域的な多様なあり方を十分に吟味したうえで、かつ地域における自主的な判断に不必要に介入することなく枠付けていく道を探求すべきであろう。

- 1 養殖ワカメの占める割合は全体の5~6%で、栽培者数は14人である。
- 2 聞き取りによると、「漁業+行商+民宿」の三種を兼営している漁家の割合は、漁協の正組合員レベルでみると約65%となる。これに「漁業+行商」または「漁業+民宿」の二種経営型の漁家を加えると、その割合は約85%になって、ほとんどの漁家が漁業と海業とで生活していることになる。
- 3 収入構成は聞き取りによる。ただしカッパ内の戦前の割合は、鎌田久子「行商（あきない）から民宿へ」『軌跡と変容—瀬川清子の足あとを追う—』1986年、女性民俗学研究会、119頁による。原数字は、昭和15年に瀬川清子が調査したものである。
- 4 この「1戸・1隻」主義については、今般の京都府一本の大型合併にともない、個人組合員制への移行が進められていることと関わって、「1組合員・1隻」主義になりかけているようである。この点はまだ、むら全体の掟・取り組め改訂という段階には至っていないが、いずれ、「1戸・複数組合員」制が一般化してくると、これらをどう整理していくかが問われよう。
- 5 漁協では、サザエ採捕事業の実施に併せ、サザエ稚貝の放流を行ってきている。最近では年・10,000個を放流し、資源の管理にあたっている。
- 6 戦前の野原地区の漁業の様子を十分に明らかにすることはできなかったが、大型定置網に関連して、岩崎英精著「京都府漁業の歴史」（1954年、京都府漁

業協同組合連合会)には以下の記述がある。

「東大浦村野原部落は、旧藩時代の寛政年間から『越中網』や『延縄』『鰯地曳網』などをつづけて(ママ)きたが、明治三十年頃、この部落の森下岩吉は『越中網』を研究改良し、同三十二年八月これを『落網』と名づけて(ママ)、部落内に十名の賛成者をもって作成し、翌三十三年二月、はじめて布設することができた。その後の『落網』の成績は意外に良好で、連年一万円以上の水揚げをみ、部落内でも競ってこの網をつくったが、さらに丹後海沿岸の漁村はもとより、福井県の沿岸漁村にも製作使用され、同部落の森下岩吉をはじめ、藤原久吉・木下八蔵・柿野周吉・武田豊之助の人々は、同明治三十四年から大正年間にわたって、丹後海沿岸はもとより、福井県大飯郡・遠敷郡・三方郡の沿岸漁村へ、いずれも乞われて『落網』の製法や使用法の教授に出たほどの発展を示したことは、野原部落として忘れられぬことであった。」(241～242頁)

「こうした野原の漁業もまた従来の漁具の漁法がつずけられ(ママ)、ことに『延縄』漁は明治四十年ごろから復活してさかんととなり、二十数艘の出漁をみるほどであった。ところが、大正三年五月のこと、冠島附近の沖合へ出漁中、にわかにも南の暴風で遭難者をだし、それからいずれも恐怖心に襲われて一頓挫をきたした。しかしその後は『鰯落網』漁業もはじめられ、在来の『鰯落網』や『鰯延縄』もまた再興されて、困難ながらも七十戸の漁家の協力さえあれば、将来への道はなおひらかれようとしている。」(325頁)

上の記述にある鰯落網や鰯延縄がどの程度の規模のものであるかは分からないし、この記述の前後の歴史をつまびらかにすることはできなかったが、旧藩時代以来の越中網の伝統をひきつつ遅くとも明治の30年代ごろからは、鰯などを対象とする大型の定置網の伝統が、断絶もあったかもしれないが基本的には引き継がれてきていたと推測できるように思われる。

- 7 漁場は地元が権利をもち地区外の資本が定置網の権利を地元から借りるというような形になっていることが多く、共同経営というよりは外の資本の経営が主というべきかもしれない。一定の金額と漁獲に応じた比率での額が地元を支払われる。労働力は地元漁民の義務として1戸1人の出漁が義務づけられるというようなことになるが、その対価が全体の収益の分配のなかに含まれて労賃としては支払われないこともあれば、全体の収益の分配とは別に労賃として支払われる形になっている場合もあったようである。
- 8 大型定置網漁業は多額の設備投資を必要とするということもあり、個人や企業の経営、個人の共同経営など、必ずしも地元漁民の自主的な漁業管理・漁場利用としてのものだけではない多様な経営形態が過去にもあったし、現在もある。そのような事情への配慮からか、戦後の改正漁業法においては身網の設置される場所の最深部の水深が27メートル未満の定置網は小型定置網として、それを営む権利は共同漁業権の一種とされたが、それ以上の水深の定置網漁業を

営む権利は共同漁業権ではなく定置漁業権として知事免許の対象とされた。

- 9 野原ではそのような例はないが、大型定置網は他地域からの漁業への新規参入者の最初の受け皿としても機能している。
- 10 湊漁協は昭和38年に久美浜湾漁協と合併しており、それにより当時の久美浜町における町一漁協体制を確立している。

*本調査報告は、科学研究費補助金・特定研究「持続可能な発展の重層的環境ガバナンス＜領域代表者：植田和弘＞」（グローバル時代のローカル・コモنزの管理班＜代表：室田武＞）の成果の一部である。また、筆者の一人、鈴木龍也は、2009年度においては龍谷大学社会科学研究所専任研究員として、この調査研究に従事する良好な条件を与えていただいた。そのような意味で本調査報告は龍谷大学社会科学研究所専任研究員としての研究成果でもある。本調査報告は筆者2名による共同の調査研究の成果であり、調整を経てまとめられたものであるが、執筆については1章および4～6章は鈴木が、2～3章は松本一実が担当した。

*本調査報告のもととなる調査においては、京都府水産事務所で資料提供の便宜を図っていただいたのをはじめとして、京都府の多数の漁業関係者の方にお世話になった。特に野原地区の武田康司氏（京都府漁業協同組合舞鶴大浦統括支所長）および武田武彦氏（元野原大敷網組合長・元野原漁業協同組合長・元野原区長）には何度もお話を聞かせていただく機会をいただき、野原地区のことはもちろん、京都府の漁業、あるいは漁業一般などについても多くのことを教えていただいた。拙い調査報告しかできないことをおわびするとともに、皆様のご協力に対して心よりの謝意を表したい。